

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 10 月 14 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハイパーブックス彦根 彦根市戸賀町 145-2
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 廃棄物については、引き続き、適正な管理に心がけること。
  - (2) 騒音対策については、引き続き、地域環境へ配慮すること。  
特に夜間は、店舗騒音以外にも来客の集団での会話、車両の空ぶかし等による排気騒音を抑えるよう、引き続き来客に協力を求めること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1  
彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号
  - (2) 縦覧期間 平成 26 年 10 月 14 日から平成 26 年 11 月 14 日まで